

## 第94表 暴力団対策法に基づく中止命令等発出状況

(1) 年次別

(単位 件)

区 分	中止命令	中止命令 違反	再発防止命令	再発防止命令 違反	事務所 使用制限	禁止命令	防止命令
平成 17 年	433	1	13	5	-	-	-
18	459	-	8	4	-	-	-
19	475	-	8	-	-	-	-
20	470	2	6	1	-	6	-
21	532	-	3	2	-	1	-
22	532	1	3	1	-	2	-
23	516	-	1	-	-	-	-
24	432	-	4	-	-	-	-
25	423	-	1	-	-	-	1
<b>26</b>	<b>435</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>

(2) 形態別

(単位 件)

区 分	中 止 命 令			再 発 防 止 命 令		
	平成24年	平成25年	平成 <b>26</b> 年	平成24年	平成25年	平成 <b>26</b> 年
<b>総 数</b>	<b>432</b>	<b>423</b>	<b>435</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>3</b>
9 条	<b>361</b>	<b>306</b>	<b>339</b>	<b>4</b>	<b>-</b>	<b>2</b>
みかじめ料等	24	37	38	-	-	-
用心棒等	188	153	154	3	-	2
債務免除等	17	3	14	-	-	-
不当贈与	118	99	119	1	-	-
因縁要求	10	9	3	-	-	-
その他の	4	5	11	-	-	-
16 条	<b>14</b>	<b>43</b>	<b>36</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
加入強要	4	24	7	-	-	-
脱退妨害	9	19	27	-	-	-
親族等	1	-	2	-	-	-
そ の 他	<b>57</b>	<b>74</b>	<b>60</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>1</b>

(3) 団体別

(単位 件)

区 分	中 止 命 令			再 発 防 止 命 令		
	平成24年	平成25年	平成 <b>26</b> 年	平成24年	平成25年	平成 <b>26</b> 年
<b>総 数</b>	<b>432</b>	<b>423</b>	<b>435</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>3</b>
山 口 組	66	76	80	1	1	-
住 吉 会	186	172	205	2	-	2
稲 川 会	43	32	45	-	-	-
極 東 会	34	36	12	1	-	-
松 葉 会	47	37	35	-	-	-
そ の 他 の 団 体	-	-	-	-	-	-
一 般 人 等	56	70	58	-	-	1

注1 暴力団対策法とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」をいう。

2 中止命令とは、指定暴力団員が暴力的要求行為をし、生活の平穏又は業務遂行上の平穏が害されていると認める場合に、警察署長が当該行為の中止等を命令することをいう。

数値：組織犯罪対策第三課